

四日市市告示第 1 9 1 号

四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 8 日

四日市市長 森 智 広

四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者（児）移動支援事業実施要綱（平成 2 0 年四日市市告示第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(移動支援費)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 移動支援費の額は、<u>1 月につき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 1 9 年厚生省告示第 5 2 3 号。以下「報酬告示」という。)</u><u>別表第 3 の 1 イからトまでに規定される同行援護サービス費の単位数の規定を用いて算定した単位数に、利用回数及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 1 8 年厚生労働省告示第 5 3 9 号）に掲げる地域区分ごとの同行援護の割合を乗じて得た額から、次条に規定する利用者負担額を控除した額とする。</u><u>この場合において、外出に必要な交通費等については、移動支援の提供に当たる</u></p>	<p>(移動支援費)</p> <p>第 9 条 (略)</p> <p>2 移動支援費の額は、<u>別表第 1 の規定により算定した額（以下「基準額」という。）</u>から、次条に規定する利用者負担額を控除した額とする。</p>

者に係る分も含めて利用者の実費負担とする。

3 受給者が次の各号に該当するものにあたる場合には、当該各号の規定を用いて前項の単位数を算定する。

(1) 報酬告示別表第3の1注4の2

(2) 報酬告示別表第3の1注4の3

(3) 報酬告示別表第3の1注6

4 1回の移動支援において、支援者の員数を利用者の員数で除したときに1を下回る場合にあっては、利用者ごとに第2項の規定により算定した単位数に100分の70を乗じたものを単位数とする。

5 前3項の規定により算定する単位数に端数が生じた場合の処理については、平成18年10月31日障発1031001厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二1(1)の規定によるものとする。

(移動支援費の請求)

第10条 受給者は、指定事業者から移動支援を受けたときは、別表に定める利用者負担額を負担し、当該指定事業者に直接支払わなければならない。

(移動支援費の請求)

第10条 受給者は、指定事業者から移動支援を受けたときは、別表第2に定める利用者負担額を負担し、当該指定事業者に直接支払わなければならない。

い。

改正後

改正前

別表第1

算定基準額（1回当たり）

<u>利用時間</u>	<u>移動区分Ⅰ</u>	<u>移動区分Ⅱ</u>	<u>移動区分Ⅲ</u>
<u>30分以下</u>	<u>190単位</u>	<u>移動区分Ⅰにおける所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算した単位数</u>	<u>移動区分Ⅰにおける所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算した単位数</u>
<u>30分を超え1時間以下</u>	<u>300単位</u>		
<u>1時間を超え1時間30分以下</u>	<u>433単位</u>		
<u>1時間30分を超え2時間以下</u>	<u>498単位</u>		
<u>2時間を超え2時間30分以下</u>	<u>563単位</u>		
<u>2時間30分を超え3時間以下</u>	<u>628単位</u>		
<u>3時間を超え3時間30分以下</u>	<u>693単位</u>		
<u>上記以後30分を増すごとに</u>	<u>65単位を加算</u>		

備考

- 1 早朝、夜間又は深夜に移動支援を行った場合、上記の単位数に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚労告523号。以下「基準」という。）の別表第3の1注6に定める率を乗じた単位を用いる。
- 2 1回の移動支援において、支援者の員数を利用者の員数で除したときに1を下回る場合にあっては、利用者ごとに上記の単位数に100分の70を乗

じた単位を用いる。

3 上記の単位数に率を乗じる場合、平成18年10月31日障発1031001厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」第二 1(1)の規定を準用する。

4 移動支援費の額の算定については、上記の単位に、当該移動支援を実施する事業所が所在する地域区分により、基準の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に掲げる地域区分ごとの同行援護の割合を乗じるものとする。

(注1) 区分Ⅰから区分Ⅲについては、利用者の障害の程度がそれぞれ次に定める程度とする。

(1) 区分Ⅰ（軽度）

区分Ⅱ及び区分Ⅲに該当しない程度

障害者総合支援法による障害支援区分を取得している場合は障害支援区分1又は2に該当する程度

(2) 区分Ⅱ（中度）

食事、排泄、入浴、移動のうち「全介助」又は「一部介助」が三項目以上、行動障害を有する程度その他これらに準ずる程度

障害者総合支援法による障害支援区分を取得している場合は障害支援区分3に該当する程度

(3) 区分Ⅲ（重度）

食事、排泄、入浴、移動のうち「全介助」が三項目以上、著しい行動障害を有する程度その他これらに準ずる程度

障害者総合支援法による障害支援区分を取得している場合は障害支援区分4、5又は6に該当する程度

(注2) 外出に必要な交通費等については、移動支援の提供に当たる者に係る分も含めて利用者の実費負担とする。

改正後

別表

(略)

改正前

別表第2

(略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)